

長野県警察シニアサポート制度

～制度の概要～

運転免許証を返納した高齢者の方などは、運転経歴証明書を提示することで、「長野県警察シニアサポート制度」に参加している県内の事業者から、特典を受けられます。



特典を受けるには、条件があります。
詳しくは各事業者又は店舗にお問合せください。

運転経歴証明書

申請できる方は、すべての免許を返納した方と、運転免許が失効し、かつ、現在免許がない方です

返納日・失効日から5年以内に申請をすれば、

「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。

※ 免許が失効した方に対する運転経歴証明書の交付は、令和3年3月31日までの間は、平成28年4月1日以降に免許が失効し、かつ、現在免許がない方に限ります。

氏名	〇 〇 〇 〇	昭和〇年〇月〇日生
住所	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
交付	平成〇年〇月〇日 〇〇〇〇〇-〇	
運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)		
番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号	
二種	平成〇年〇月〇日	種 普通
他	平成〇年〇月〇日	種
三種	平成〇年〇月〇日	種
		〇〇県 公安委員会

※ 自動車等の運転はできません

- ☆ 有効期限はありません。
- ☆ 交付手数料は1,100円です。
- ☆ 身分証明書として利用できます。
- ☆ 各市町村でも、公共交通機関の利用料が割引される等、様々な支援を行っています。詳しくは、各市町村へお問合せください。